令和８年度第７回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和８年度化学物質審議会第３回安全対策部会、第 269 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会	
令和８年１１月９日	資料１－１別添

優先評価化学物質として指定することが適当であると考える物質一覧（案）

CAS登録番号	優先評価化学物質通し番号	名称	人健康影響※1 暴露クラス	人健康影響※1 有害性クラス	人健康影響※1 優先度	生態影響※1 暴露クラス	生態影響※1 有害性クラス	生態影響※1 優先度	専門家による詳細評価により指定することが適当であるもの（判断基準）
【資料１－２】優先度「高」として優先評価化学物質として指定することが適当であると考える物質									
123-86-4		酢酸ブチル	1	4	高				
637-92-3		２－エトキシ－２－メチルプロパン	3	2	高				
75-65-0		２－メチルプロパン－２－オール	3	2	高				
		N，*N*，*N*－トリメチルイコサン－１－アミニウムの塩又は*N*，*N*，*N*－トリメチルテトラコサン－１－アミニウムの塩又は*N*，*N*，*N*－トリメチルドコサン－１－アミニウムの塩				3	2	高	
		N，*N*－ジメチル－*N*－オクチルオクタン－１－アミニウムの塩				3	1	高	
		※非公開（公示前の判定済み新規化学物質）				4	1	高	
108-87-2		メチルシクロヘキサン				3	1	高	
1643-19-2		テトラブチルアンモニウム＝ブロミド				3	2	高	
25085-02-3		アクリルアミド・ナトリウム＝アクリラート重合物				2	3	高	
706-14-9		５－ヘキシルオキソラン－２－オン				3	2	高	
97593-00-5		アルケン（Ｃ＝７～９、Ｃ＝８を高含有、分枝型）				4	1	高	
【資料１－２】優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価の結果、指定根拠を追加することが適当と考える物質									
	149	３－クロロプロペン（別名塩化アリル）	優先評価化学物質指定済み（平成25年12月20日）			4	1	高	
【資料１－３】専門家の詳細評価から優先化学物質として指定することが適当であると考える物質									
108-31-6		フラン－２，５－ジオン	4	2	中				人健康影響に係る有害性（判断基準Ⅱの2）
26062-79-3		ポリ（ジアリルジメチルアンモニウムクロライド）				5	1	中	生態影響に係る有害性（判断基準Ⅱの3）
52645-53-1		３－フェノキシベンジル＝３－（２，２－ジクロロビニル）－２，２－ジメチルシクロプロパンカルボキシラート				5	1	中	生態影響に係る有害性（判断基準Ⅱの3）
	257	ポリ（アザンジイルカルボノイミドイルアザンジイルカルボノイミドイルアザンジイルヘキサン－１，６－ジイル）のカチオン（窒素原子にプロトンが付加することにより生成したものに限る。）の塩	優先評価化学物質指定済み（令和2年4月1日）			5	1	中	生態影響に係る有害性（判断基準Ⅱの3）
【資料１－４】優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果									
	154（優先評価化学物質指定時の通し番号）	クロロベンゼン※2	4※3	2	中				PRTR排出量による暴露クラスの見直し（判断基準Ⅱの1）
	215（優先評価化学物質指定時の通し番号）	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）				5	1	中	生態影響に係る有害性（判断基準Ⅱの3）

※1　指定根拠となる観点のみ暴露クラス、有害性クラス、優先度を記載。

※2　過去に優先評価化学物質に指定されていた際は生態影響が指定根拠であった。

※3　「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」に基づきPRTR排出量による暴露クラスを見直したところ、暴露クラスは「３」となり、優先度が「高」となる。